

地域脱炭素セミナー オンサイトPPAの仕様書・契約書の作成ポイント

2026年9月4日

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

弁護士 山崎 友莉子

MORI HAMADA

Lawyer profile



シニア・アソシエイト

山崎 友莉子

Yuriko Yamazaki

第二東京弁護士会所属

■ 主要な取扱分野

- エネルギー(電力・ガス事業等)分野における各種案件を取り扱う。
- 2022年～2024年において、資源エネルギー庁新エネルギー課に出向し、FIT/FIP制度を含む再生可能エネルギー分野の制度運用に関与。また、大手電力会社への出向経験を活かし、大手電力会社から新電力会社及びガス会社まで、様々な事業者に対して、契約書類・約款その他の関係書類作成、事業法対応、紛争対応まで、幅広くアドバイスを提供している。
- 環境価値取引に関する契約及び規制対応についてもアドバイスをっており、コーポレートPPAを用いた先駆的な電力及び環境価値取引についても多数のアドバイス実績を有する。
- その他の事業分野についても、訴訟を含む争訟／紛争解決、M&A等の企業法務に幅広く従事。

■ 著作・論文

- 『クロスセクター・サイバーセキュリティ法』(商事法務、2025年、共著)
- 『環境学入門—法学・経済学・自然科学から学ぶ—』(慶應義塾大学出版会、2024年、共著)
- 『環境価値取引の法務と実務』(エネルギーフォーラム、2023年、共著)

■ 主な活動

- 2019年 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師
- 2019年 慶應義塾大学 非常勤講師(環境学入門)(～2023年)

■ 経歴

2012年 慶應義塾大学法学部卒業
2015年 慶應義塾大学法科大学院修了
2017年 森・濱田松本法律事務所入所
2022年 経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課に出向(～2024年)
その他、大手電力会社への出向経験あり

Direct 03-5223-7793

Mail yuriko.yamazaki@morihamada.com

MORI HAMADA

目次

第1 オンサイトPPAとは

1. オンサイトPPAについて
2. オンサイトPPAの特徴

第2 オンサイトPPAの主な仕様項目・契約条項

第3 留意すべき主要リスクと対応イメージ

第1 オンサイトPPAとは

1 オンサイトPPAについて

オンサイトPPAとは

- PPAとは「電力購入契約」(Power Purchase Agreement)の略称
- 「オンサイトPPA」とは、電気の最終的な使用者(需要家)の敷地内に、第三者である発電事業者が発電設備を設置し、現地(オンサイト)で発電した電力を需要家に供給する場合のPPA
- オンサイトPPAは、「コーポレートPPA」と呼ばれる契約の一種。
一般的には、電力の供給を受けたい場合、小売電気事業者が提供する電力メニューを選択して契約を締結することが多い。
一方で、企業や自治体などの法人(需要家)が、発電事業者から直接(※)、再エネ由来の電力を(長期に)購入する場合があります、このような場合に締結する契約をコーポレートPPAといい、近年注目度が高まっている
(※)小売電気事業者を介して締結するコーポレートPPAの形態も存在

オンサイトPPAのメリット

- 環境価値(後述)のある電力の調達
再エネ電源由来の電気を活用するため、脱炭素に貢献。
- 安定的な調達
契約期間に渡って、電力と環境価値を安定的に調達することができる
- 価格変動リスクのヘッジ
契約に基づき、固定価格で電力と環境価値を調達することができる
(※)ため、価格変動リスクをヘッジすることができる
(※)固定価格以外での料金設定も可能であり、契約次第
- 災害時の非常用電源としての活用
蓄電池も組み合わせることで、レジリエンス強化に貢献

2 オンサイトPPAの特徴【割愛】

第2 オンサイトPPAの主な仕様項目・契約条項

オンサイトPPA契約書の主要条項(例)

- 次頁以降では、環境省HP掲載「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き(令和8年3月)」の付属資料である「契約書作成ポイント」に記載の主要条項例(一部抜粋・調整)に沿って、主要条項例とその意義を解説(https://www.env.go.jp/page_00545.html)

<主要条項(例)の全体像>

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 契約の目的 | 10. 保守等の代行実施 |
| 2. 前提 | 11. 設備の一時撤去に係る取決め |
| 3. 設備設置場所 | 12. 設備の消費電力に係る費用 |
| 4. 電力供給 | 13. 設備等損傷への対応 |
| 5. 電気料金の算出及び請求 | 14. 禁止事項 |
| 6. 電気料金の支払い | 15. 契約期間 |
| 7. 行政財産使用許可又は賃貸借に係る規定 | 16. 契約の解除等 |
| 8. 設備の帰属と租税の負担 | 17. 契約終了時の設備の扱い |
| 9. 設備の管理 | |

【契約の目的、前提等】(1、2、4)

- 契約の目的や、事業者が発注者に対して電力を供給しなければならない旨の事業者の義務を定めることが必要。また、発注者の電力料金支払義務も定めることが必要
- (必要に応じて)仕様書や、事業者・発注者間で締結されるその他の合意(協定等)などを参照して、PPA契約と紐づける

【条項例】

1. 本契約は、乙【事業者】が設置した設備において発電した電力を、甲【発注者】が所有する施設で使用する電力の需要に応じて供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、「〇〇事業」に関する仕様書(令和〇年〇月〇日公開)の内容を遵守しなければならない。ただし、甲と乙の協議による合意の上、内容を変更する場合は、この限りではない。

【設備の取り決め】(8、17)

- 設置する設備自体の種類、性能、規模等について、指定がある場合は、予め合意しておく
- 設備の所有権についても定めておく。契約期間中の設備の所有権の帰属(設置後も引き続き事業者に帰属すること)や、契約期間満了時の設備の取り扱い(発注者に無償譲渡、事業者が撤去して回収、契約満了前に協議の上合意する等)も定めることが必要
- 一般的なオンサイトPPAでは無償譲渡が多いが、自治体発注の場合、譲渡を受けた設備を自ら(又は新たな事業者にて)管理可能か等も踏まえて検討することが必要

【条項例】

1. 甲【発注者】と乙【事業者】とは、<★ポイント> 設備は建物に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。
 2. 乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。
-
1. 契約期間満了時、<★ポイント> 乙は建物から設備の一切を撤去し、建物を原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。ただし、契約期間満了の〇か月前から契約期間満了時まで、本契約終了時の設備の扱いについて、甲から乙に対して何らかの申し出があった場合には、設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。

【設置場所の取り決め】(3、7)

- 設置場所(敷地内の場所や、屋根設置の場合は建物や屋根の設置位置)についても、予め合意しておく必要がある
- 第三者である事業者の所有物を発注者の敷地等に設置することとなるため、発注者から設置場所について使用権原を付与することが必要
- 発注者が自治体の場合、①行政財産使用許可を取得させる場合(地方自治法第238条の4第7項)と、②事業者¹に設置場所を貸し付ける場合(地方自治法第238条の4第2項第4号)が考えられる。

【条項例】

【①行政財産使用許可の場合】

1. 乙【事業者】が施設に設備を設置し、稼働するにあたり、甲【発注者】から行政財産使用許可を受けることとする。乙は、(自治体の条例又は規則名称)に基づき、〇年毎に申請手続きを実施するものとする。
2. 施設の使用にあたって必要となる使用料は、(自治体の条例又は規則名称)によるものとし、乙は甲の請求に基づき負担することとする。

【②賃貸借の場合】

1. 甲は、本契約期間中、別紙に示す施設屋根及び土地を、太陽光発電の用に供するために乙に賃貸し、乙は(自治体の条例又は規則名称)で定める賃料を甲に支払うものとする。

【設備の設置・保守・撤去業務】(9～11)

- 事業者に対して発注したい業務の内容を定める。具体的には、①設備の設置、②契約期間中の設備の維持・運用及び保守、及び③設備の撤去についての定めが必要
- 各業務の費用を発注者・事業者のどちらが負担するか、明記が必要
- 事業者が業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託についての取り決め(発注者の許可を都度求める形とするか等)を定めておく

【条項例】

1. 乙【事業者】は、乙の負担により設備の維持管理を行い、点検、調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として物件を使用し、甲【発注者】の業務に支障を生じさせないものとする。
2. 設備が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、設備が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。
3. 契約期間満了時、乙は建物から設備の一切を撤去し、建物を原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。乙は、設備の撤去に際し、甲に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。

【事業者の電力・環境価値供給義務】(3)

- 事業者が発注者に対して負う電力供給義務の内容や条件を定めておく
- どのような場合に電力供給の停止・中断が許されるか、(必要に応じて)発注者の需要に対して発電量が不足する場合の対応(不足分の供給を別途受けるか等)、(必要に応じて)余剰が発生した場合の取り扱い(発注者のその他の施設へ融通するか等)などを取り決める
- また、電力に加えて、環境価値も発注者が取得する旨を明記することが重要

【条項例】

1. 乙【事業者】は当該施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。
 - (1) 設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合
 - (2) その他乙が保安上問題があると認めた場合
2. 乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われなかった場合は、乙は、これによって甲【発注者】が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。
3. 本設備で発電された<★ポイント>電力に付随する環境価値については、甲に帰属するものとする。

【事業者・発注者の責任】(11、13、14)

- 発注者にとっては、設置場所となる公共施設の利用が制約されないよう定めておくことが必要
- 一方、事業者としては、一定の発電量と収入を確保するため、発電設備を発注者が許可なく移動させたり、(太陽光パネルの場合は)日射量が変わるような工作物を設置されることを回避したいニーズがある

【条項例】

1. 乙【事業者】は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 施設の現状を変更すること
 - (2) 施設の上に設備以外の物を設置すること
 - (3) 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること
 - (4) 施設を甲及び乙の活動目的以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反しもしくは甲が不適當と認める目的に使用すること
2. 甲【発注者】は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 設備に対して影となる障害物を設置する等、乙による太陽光発電事業の売電量減につながる行為が想定される行為を行うこと
 - (2) 設備の設置場所に第三者を立ち入らせること

【電気料金の取り決め】(5、6、12)

- 電気料金の算定方法や、その基礎となる使用電力の計量方法、電気料金の支払方法などを定めておく。支払期日は、自治体の規程に即して定めることが必要

【条項例】

1. 乙【事業者】は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日(契約期間終了後の請求においては契約期間の終日)までの間に、設備が発電した電気のうち甲が消費した電力量を算定し、これを基に次の算出式を適用して甲が乙に支払う料金を算出する。

$$\text{電気料金} = \text{電力単価〇〇円/kWh} \times \text{消費電力量(kWh)}$$

1. 甲【発注者】は、乙から第〇条の規定により請求書を受領し、内容を確認の上異議がないと認めるときは、請求書を受領した日から起算して〇日以内に乙が指定する口座に支払わなければならない。
2. 甲は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合には、乙に対し、第〇条の支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき、財務大臣が定める割合により算定した延滞金を支払う。
3. 甲は乙の請求内容に疑義がある場合、請求書を受領してから〇日以内に乙に対して異議を申立てることができるものとし、甲乙協議によりこれを解決する。

【契約期間】(15)

- 契約期間(契約が有効である期間)を定める。その際、設備の設置(発電前)と設備の撤去(発電終了後)も、契約に基づき、事業者に対して義務履行を求める必要があるため、当該作業期間も含めて設定する
- 一般的なPPA契約では、例えば太陽光パネルの場合、その耐用年数を踏まえて契約期間を20年とすることが多い
- PPA契約は、「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約」であるとして、長期継続契約(地方自治法第234条の3)として締結することが考えられる。しかし、設備の設置や維持・運用などの要素も契約に含まれるため、上記に該当すると整理するかは自治体ごとの判断となる

【条項例】

1. 本契約の期間は、本契約締結日から、電力供給開始日の20年後までとする。
2. 電力供給の期間は、電力供給開始日の20年後までとする。

【その他一般条項】(16)

- 契約で一般的に定められる事項(契約解除の要件、契約違反時の損害賠償や補償等)について定める
- その他、蓄電池の設置有無、保険加入の要否、FIT／FIP制度や補助金の利用の有無などについても定めておくことが考えられる

【条項例】

1. 甲【発注者】又は乙【事業者】は、やむを得ない事情により契約期間の満了前においてこの契約を終了させようとするときは、終了させようとするときの〇ヶ月前に書面によって相手方に通知することにより、契約を終了させることができる。
2. 甲の責に帰すべき事由により本契約を解除する場合、甲は乙に対し、契約期間が継続していれば本来得られるべき金額を支払わなければならない。
3. 乙の責に帰すべき事由により本契約を解除する場合、契約終了時点で乙から甲に設備等の所有権が移転する。ただし、乙が解散した場合等の設備の取り扱いについては、乙の債権者たる金融機関との間の担保権の定めに従うものとする。
4. **<★ポイント>** 甲が事業期間中に当該公共施設の移譲や売却などを行う場合は、本契約と同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて太陽光発電設備を移設する他の公共施設を提示し、自治体が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については自治体と事業者で協議のうえ定める。

第3 留意すべき主要リスクと対応イメージ【割愛】

ご清聴ありがとうございました

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング

<https://www.morihamada.com/ja>

弁護士 山崎 友莉子

yuriko.yamazaki@morihamada.com

